

白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

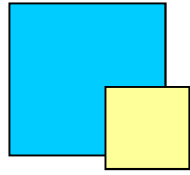
素 案

(第 2 版)

平成 2 9 年 1 1 月 1 日

目 次

第1章	序論（計画策定にあたって）	1
第1節	計画策定の背景・目的	3
第2節	計画の性格と位置付け	5
第3節	計画の期間	7
第2章	障がいのある人・難病患者の現状等	9
第1節	障がいのある人・難病患者の状況	11
第2節	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要	14
第3節	「第4期障害福祉計画」の達成状況	16
第4節	アンケート・ヒアリング調査結果の要点	27
第3章	計画の基本的な考え方	37
第1節	計画の目標像	39
第2節	計画の基本方針	40
第3節	障がいのある人・難病患者の将来推計	41
第4節	成果目標	42
第4章	計画の内容	45
第1節	活動指標について	47
第2節	指定障害福祉サービス・相談支援の見込み	49
第3節	障害児通所支援等の見込み	56
第4節	地域生活支援事業の見込み	60
	◇「見込み量」・「実施見込み」一覧	67
第5章	計画の推進と進行管理	71
第1節	推進・進行管理の考え方	73
第2節	推進・進行管理（評価）の具体的方法	75
参考資料		
資料1	計画策定までの経緯	（未作成）
資料2	白井市障害者計画等策定委員会名簿	（未作成）



第1章 序論 (計画策定にあたって)

1 計画策定の背景・目的

(1) 『白井市障害福祉プラン』の策定（平成19年3月）までの流れ

平成9年3月、白井市（当時は白井町）は、初めての障害者計画となる『白井町障害者計画―「理解と参加による社会づくり」をめざして―』を策定し、「誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現」を目標として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野における障がい者施策の計画的推進の取り組みに着手しました。その後、専門職員の確保や保健福祉センターの整備などが進み、平成14年度には、「市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまち」をめざして障害者計画の中間見直しを行いました。

平成15年度からは、障がいのある人が、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる「支援費制度」が始まり、さらに同18年度からは「障害者自立支援法」に基づき、3障害（身体・知的・精神）一元のサービス体系に移行するとともに、新たに市町村障害福祉計画の策定が義務付けられるなど、大きな制度改革が行われ、障がい者福祉は大きな転換期を迎えました。このような中で、市では、白井市障害者計画の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を行い、平成19年3月、障害者計画と障害福祉計画の性格を併せ持つ『白井市障害福祉プラン』（白井市障害者計画・第1期障害福祉計画）を新たに策定しました。

(2) 『白井市第2期・第3期障害福祉計画』の策定

『白井市障害福祉プラン』では、第1期障害福祉計画に相当する「数値目標」部分の計画期間について、平成18年度を含めた3年間としていたことから、平成21年3月には、これに続く3年間の計画として、『白井市第2期障害福祉計画』を策定しました。

さらに、この『白井市第2期障害福祉計画』が終了する平成23年度には、障害者自立支援法の施行後6年間の成果と課題を踏まえつつ、障害福祉サービスの提供方策を定め、サービス提供に係る計画的な体制整備と円滑な実施を図るため、平成24年3月、『白井市第3期障害福祉計画』を策定しました。

(3) 『白井市第4期障害福祉計画』・『白井市障害者計画2016-2025』の策定

『白井市障害福祉プラン』の策定後も、障がい者福祉の分野では大きな変化が続いています。平成24年10月には、家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見を図り、障害のある人の人権を守る「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

（以下、「障害者総合支援法」と言います。）として改正施行され、障がい者の範囲に難病等が追加されました。同じ平成25年4月には、国や自治体による障害者就労施設等からの

物品の調達などを推進する「障害者優先調達推進法」の施行、さらに同年6月には、障がい者を理由とする差別を禁止する「障害者差別解消法」が成立しています。

市では、これらの変化も踏まえ、平成26、27年度に『白井市障害福祉プラン』の改定作業を行い、平成27年3月に『白井市第4期障害福祉計画』を、また平成28年3月に『白井市障害者計画2016-2025』をそれぞれ策定しました。

(4) 近年の障害福祉施策等の動向（『白井市第4期障害福祉計画』策定以降）

① 障害者差別解消法の施行

平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が、同28年4月に施行されました。障がい者を理由とする差別を禁止し、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者が「合理的配慮」の提供を行うことで、障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の実現をめざしています。

② 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成28年6月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正されました（施行は平成30年4月予定）。この改正では、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村は「市町村障害福祉計画」に加えて「市町村障害児福祉計画」を策定することが定められました。このほかにも、次のような内容が盛り込まれています。

- ・ 障害福祉サービスに新規サービスとして「自立生活援助」、「就労定着支援」を追加
- ・ 「重度訪問介護」の訪問先の拡大
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 「保育所等訪問支援」支援対象の拡大
- ・ 医療的ケアを要する障害児への支援体制の整備
- ・ 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ・ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ・ 地方自治体による調査事務・審査事務の効率化

(5) 『白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』の策定

『白井市第4期障害福祉計画』が平成29年度で終了することから、市ではこのたび、『白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を新たに策定しました。

本計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び近年の障がい者福祉の動向を踏まえ、「計画の目標像」（第3章）及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（次節参照）の基本的理念を実現するため、障がい者、障がい児の地域生活を支援するサービスの基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービスの提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的とします。

2 計画の性格と位置付け

(1) 法令上の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に即して、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

※障害者総合支援法 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※児童福祉法 第 33 条 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◇国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、次にあげる基本的な理念に配慮して計画を作成する必要があるとしています。

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

また、国の基本指針は、平成 29 年 3 月、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組

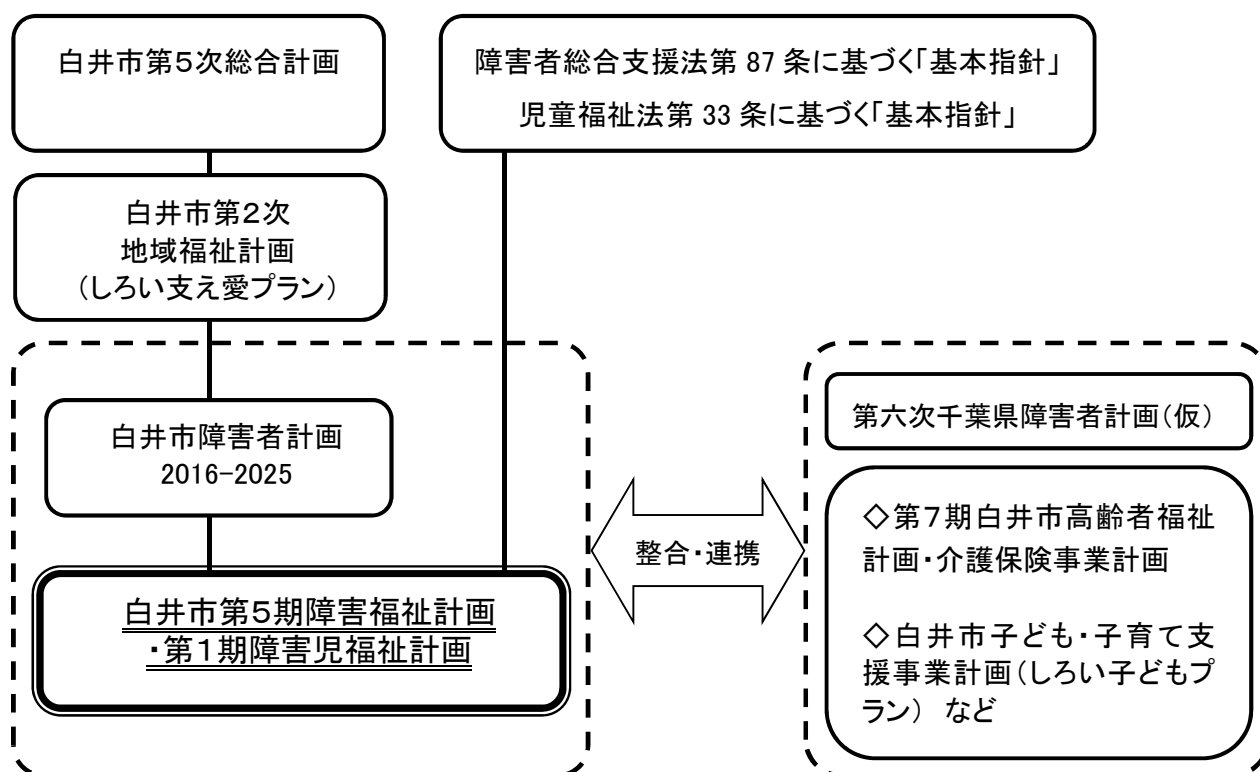
- ・発達障害者支援の一層の充実

(2) 市の計画体系における位置付け

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障がい福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

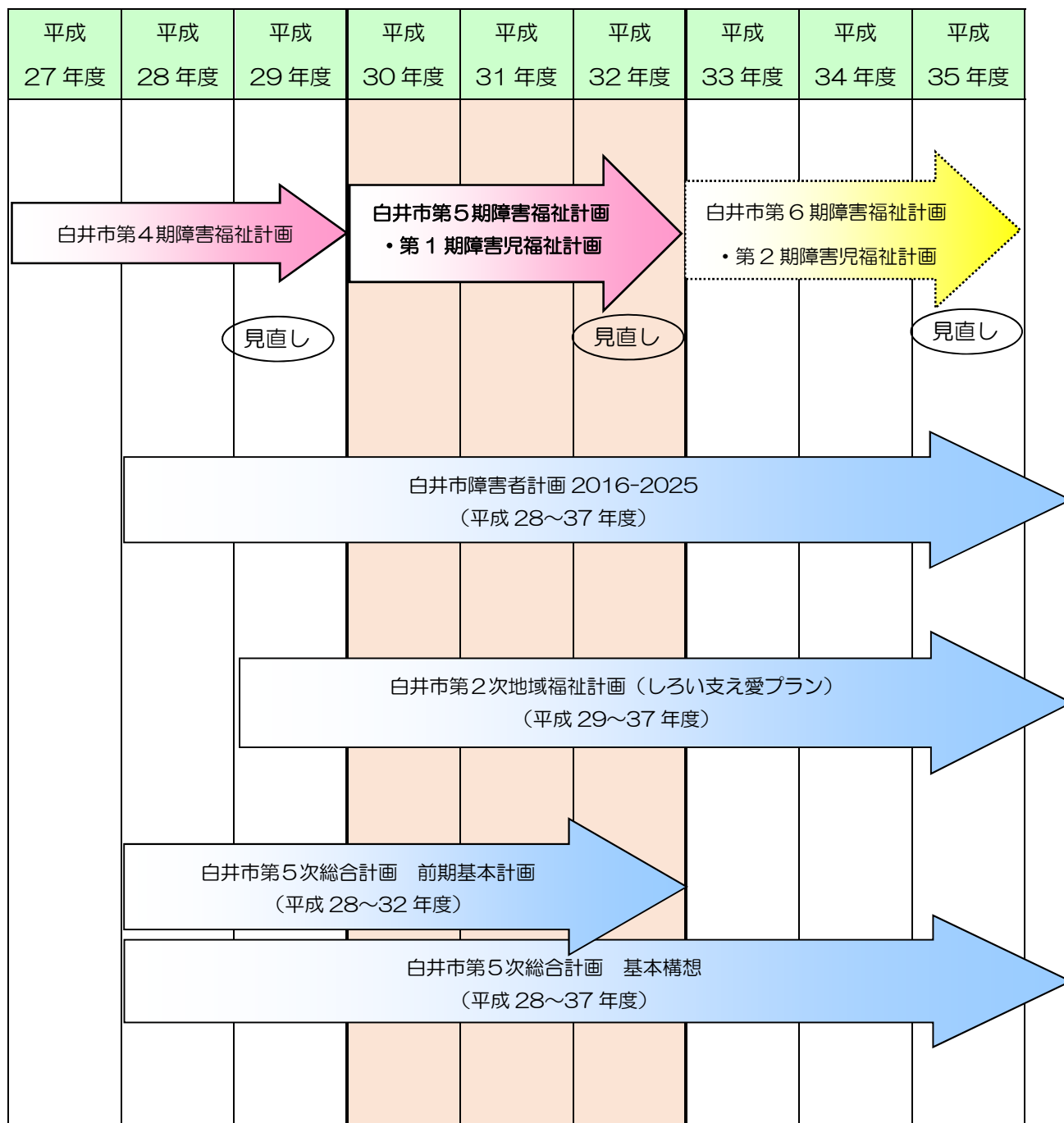
◇計画の体系図

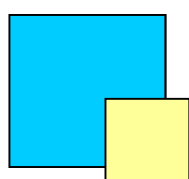


3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

また、第 5 章「計画の推進と進行管理」に基づいて評価を実施し、その結果を次期計画に反映させます。





第2章 障がいのある人・難病患者の現状等

1 障がいのある人・難病患者の状況

(1) 手帳所持者数など

白井市の平成 28 年度末における障害者手帳の交付状況を見ると、身体障害者手帳の所持者は 1,461 人で、総人口に占める割合は 2.3%、療育手帳の所持者は 323 人で総人口の 0.5%、また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は 317 人で総人口の 0.5%となっています。なお、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は 728 人で、総人口の 1.1%となっています。

■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

(単位：人)

平成 年度	総人口 (住民基 本台帳)	身体障害者手帳所持者						療育手帳所 持者	精神障害保 健福祉手 帳所持者
		総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 等 障 害	肢 体 不 自 由	内 部 障 害		
24	62,386	1,397	73	91	21	764	448	248	182
25	62,493	1,414	77	96	20	770	451	269	219
26	62,816	1,470	78	101	21	794	476	298	251
27	63,175	1,507	77	106	21	801	502	321	291
28	63,404	1,461	77	101	23	768	492	323	317

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

■障がい者（児）数 ～等級・程度別内訳～

●身体障害者手帳 (単位：人)

級 別	人 数
1 級	511
2 級	221
3 級	214
4 級	370
5 級	67
6 級	78
合 計	1,461
(うち障害児)	43

●療育手帳 (単位：人)

	軽度 (Bの2)	中度 (Bの1)	重度 (A・A)	合計
18歳未満	66	25	29	120
18歳以上	65	48	90	203
合 計	131	73	119	323

●精神障害保健福祉手帳 (単位：人)

級 別	人 数
1 級	42
2 級	193
3 級	82
合 計	317

資料：白井市社会福祉課（平成 28 年度末現在）

(2) 近年の障がい者（児）数の傾向

① 身体障がい

近年は増加が続いていましたが、平成 28 年度は微減し、平成 28 年度末の総数は 1,461 人でした。そのうち肢体不自由が半数強を占めています。手帳の等級別では、1 級が 511 人で最も多く、重度者（1・2 級）が 732 人と約半数となっています。一方、5・6 級は合わせて 145 人（約 10%）にとどまっています。

② 知的障がい

増加傾向にあり、平成 28 年度末の総数は 323 人です。18 歳未満が 120 人、18 歳以上が 203 人となっています。手帳の程度別では軽度（Bの2）が 131 人（約 41%）で最も多くなっています。

③ 精神障がい

増加の傾向が著しく、平成 28 年度末の手帳所持者総数は 317 人です。手帳の等級別では 2 級が最も多く、193 人（約 61%）を占めています。

(3) 「難病見舞金受給者数」の状況

難病患者については、平成 28 年度の難病見舞金受給者数が 356 人で、平成 28 年度末の総人口 63,404 人の 0.6%となっています。

受給者の数及び人口に対する割合は、近年は増加が続いていましたが、平成 27 年度に一旦減少しています。

■ 「難病見舞金」受給者数

年度	総人口（人）	受給者数（人）	割合（%）
平成 24 年度	62,386	319	0.51
平成 25 年度	62,493	341	0.55
平成 26 年度	62,816	367	0.58
平成 27 年度	63,175	347	0.55
平成 28 年度	63,404	356	0.56

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

(4)「障害支援区分☆」認定の状況

障害支援区分別の障害福祉サービス等支給決定者数を見ると、いずれの年も「区分6」の人が最も多く、次いで「区分3」が多くなっています。ただし、この2つの区分の決定者数の割合は、平成26年度以降は減少が続いています。

■障害支援区分別支給決定者数の推移

(単位：人)

年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成26年度	5	17	39	17	17	45	140
平成27年度	4	19	25	23	20	40	131
平成28年度	6	19	24	22	22	39	132

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

☆障害支援区分： 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、数字が大きくなるほど必要とされる支援の度合いが大きくなります。移動や動作、身の回りの世話や日常生活、意思疎通及び行動障害等に関連する項目からなる認定調査の結果及び医師の意見書等に基づき、一次判定（コンピュータ判定）、二次判定（市町村審査会）を通して決定されます。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障がいのある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。なお、個々のサービスの説明及びサービス全体の体系図については、第4章に記載しています。

① 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の2区分に分けられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の3つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障がいのため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

② 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」及び地域生活へ

の移行や定着を支援する「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。

③ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がい者の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、白井市では、障害福祉サービス事業所などで日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

④ 障害児通所支援等

障害児通所支援等は、18歳未満の障がいのある子どもを対象としており、通所利用で児童に療育の場を提供する「児童発達支援」や、学校に就学している障がい児の放課後や休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する「放課後等デイサービス」などの「障害児通所支援」のほか、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」を含みます。

3 「第4期障害福祉計画」の達成状況

(1) 成果目標の達成状況

※本節の実績値とコメントは今後の動きに応じて修正します

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数	数値
【目標値】	3人
【平成29年度末実績見込み】	3人
達成率(%)	100.0

福祉施設入所者削減数	数値
【目標値】	1人
【平成29年度末実績見込み】	1人
達成率(%)	100.0

「地域生活移行者数」と「福祉施設入所者削減数」については、ともに目標値を達成できる見込みです。

② 地域生活支援拠点[☆]等の整備

☆地域生活支援拠点：居住支援機能と地域支援機能の一体的整備推進を目的に整備される拠点で、地域内で相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成等の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したものとされています。

地域生活支援拠点等の整備	数値
【目標値】	1か所
【平成29年度末実績見込み】	0か所
達成状況	未達成

市では設置事業者の誘致を図っているところですが、具体的な目途が立っていないことから、計画期間内に達成は難しい見込みです。

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成 29 年度の年間一般就労者数 (就労移行支援事業等を通じて、同年中に福祉施設利用から一般就労に移行した人)	数値
【目標値】	4 人
【実績見込み】	9 人
達成率 (%)	225.0

平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	数値
【目標値】	13 人
【実績見込み】	14 人
達成率 (%)	107.7

就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	数値
【目標値】	1 か所
【実績見込み】	0 箇所
達成率 (%)	未達成

「平成 29 年度の年間一般就労者数」と「平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数」は、ともに目標値を達成できる見込みです。一方で、「就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数」については、平成 29 年 3 月に市内初の事業所が開設しましたが、開設から日が浅く、計画期間内における就労移行率 3 割以上の達成は難しい見込みです。

(2) 指定障害福祉サービス・相談支援の計画値（見込み量）と実績値

◇訪問系サービス

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護（時間/月）	291	233	340	317
重度訪問介護（時間/月）	1,500	1,548	2,200	1,778
同行援護（時間/月）	26	1	26	1
行動援護（時間/月）	427	373	427	346
重度障害者等包括支援 （時間/月）	0	0	0	0
合計時間数（時間/月）	2,244	2,154	2,993	2,442
見込比（%）	91.7		78.8	

概 括

訪問系サービスでは、一部のサービスで平成 27 年度から利用時間数が減少したため、実績値が計画値を下回っています。

◇日中活動系サービス

① 生活介護

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	1,388	1,376	1,462	1,440
見込比（%）	99.1		98.4	

② 自立訓練（機能訓練）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	12	31	15	11
見込比（%）	258.3		73.3	

③ 自立訓練（生活訓練）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	70	133	77	140
見込比（%）	190.0		181.8	

④ 就労移行支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	195	249	195	246
見込比（%）	127.7		126.1	

⑤ 就労継続支援（A型）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	60	112	60	150
見込比（%）	186.7		250.0	

⑥ 就労継続支援（B型）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	815	786	832	834
見込比（%）	96.4		100.2	

⑦ 療養介護

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	3	1	3	1
見込比（%）	33.3		33.3	

⑧ 短期入所（ショートステイ）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	54	38	63	61
見込比（%）	70.4		96.8	

概 括

「自立訓練（生活訓練）」は利用希望者が増加したため、計画値を大幅に上回る実績値となりました。

「就労移行支援」及び「就労継続支援（A型）」は実績値が計画値を上回っています。

◇居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	20	20	21	21
見込比（%）	100.0		100.0	

② 施設入所支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	24	25	27	25
見込比（%）	104.2		92.6	

◇相談支援

① 計画相談支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	15	15	20	16
見込比（%）	100.0		80.0	

② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

〈地域移行支援〉	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	3	0	5	0
見込比（%）	0.0		0.0	
〈地域定着支援〉	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	0	1	0
見込比（%）	0.0		0.0	

概 括

「共同生活援助」、「施設入所支援」では、概ね計画どおりの実績となっています。
「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）では、見込み量を設定しましたが、実際の利用者はありませんでした。

(3) 障害児支援の計画値（見込み量）と実績値

◇障害児通所支援

① 児童発達支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	472	498	480	544
見込比（%）	105.5		113.3	

② 医療型児童発達支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	

③ 放課後等デイサービス

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	773	814	819	903
見込比（%）	105.3		110.3	

④ 保育所等訪問支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（%）	—		—	

◇相談支援

① 障害児相談支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	8	5	12	6
見込比（%）	62.5		50.0	

概 括

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」では、概ね実績値が計画値の通りとなっています。

(4) 地域生活支援事業の計画値（見込み量）と実績値

◇必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	有	有	有	有
見込比（%）	—		—	

② 自発的活動支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比（%）	—		—	

③ 相談支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業				
設置数（箇所）	3	2	3	2
見込比（％）	66.7		66.7	
・ 基幹相談支援センター（有無）	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	
市町村相談支援機能強化事業				
実施の有無	有	無	有	無
見込比（％）	—		—	
住宅入居等支援事業				
実施の有無	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	

④ 成年後見制度利用支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	2	1	2
見込比（％）	200.0		200.0	

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	

⑥ 意思疎通支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者設置事業				
設置実人数（人/年）	0	0	0	0
見込比（％）	—		—	

手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	4（2サービス 合計）	5（2サービス 合計）	4（2サービス 合計）	4（2サービス 合計）
見込比（%）	125.0		100.0	

⑦ 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	2	4	2	5
見込比（%）	200.0		250.0	
自立生活支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	11	10	12	11
見込比（%）	90.9		91.7	
在宅療養等支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	8	8	10	2
見込比（%）	100.0		110.0	
情報・意思疎通支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	6	24	8	19
見込比（%）	400.0		237.5	
排せつ管理支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	939	784	1,023	810
見込比（%）	83.5		79.2	
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	4	3	5	2
見込比（%）	75.0		40.0	

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
修了実人数 (人/年)	2	2	2	2
見込比 (%)	100.0		100.0	

⑨ 移動支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数 (人/年)	72	67	84	58
見込比 (%)	93.1		69.0	
延べ利用時間 (時間/年)	9,504	8,691	11,088	7,843
見込比 (%)	91.4		70.7	

⑩ 地域活動支援センター

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
市内設置数 (箇所)	1	1	1	1
見込比 (%)	100.0		100.0	
利用実人数 (人/年)	72	64	74	65
見込比 (%)	88.9		87.8	
他市町村利用箇所数 (箇所)	4	3	5	3
見込比 (%)	75.0		60.0	
利用実人数 (人/年)	20	23	22	22
見込比 (%)	115.0		100.0	

◇任意事業

① 日中一時支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ利用人数（人/月）	4	34	4	37

② 生活サポート事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	3	2	3	2
見込比（%）	66.6		66.6	

③ 訪問入浴サービス事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	2	2	2	2
見込比（%）	100.0		100.0	

④ 自動車運転免許取得費補助事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	2	2	1
見込比（%）	200.0		50.0	

⑤ 自動車改造費補助事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	2	1	2
見込比（%）	200.0		200.0	

概 括

「必須事業」のうち、「日常生活用具給付等事業」の「情報・意思疎通支援用具」で、実績（利用）が計画値を大幅に上回っています。

4 アンケート・ヒアリング調査結果の要点

(1)「白井市障害福祉計画の改定に向けたアンケート調査☆」

☆国の基本指針の発出前の実施のため、調査タイトルでは障害児福祉計画に触れていませんが、調査内容には障害児支援を含めています。

本計画の策定に先立って、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者の市民及び障害者手帳を取得していない市民の方々を対象に、アンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

◇調査の目的

- ・ 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児支援のそれぞれについて、種類ごとのニーズを把握すること
- ・ より効果的・効率的な障害福祉サービス等の実施に向け、利用者等の意見を把握すること

◇調査実施概要

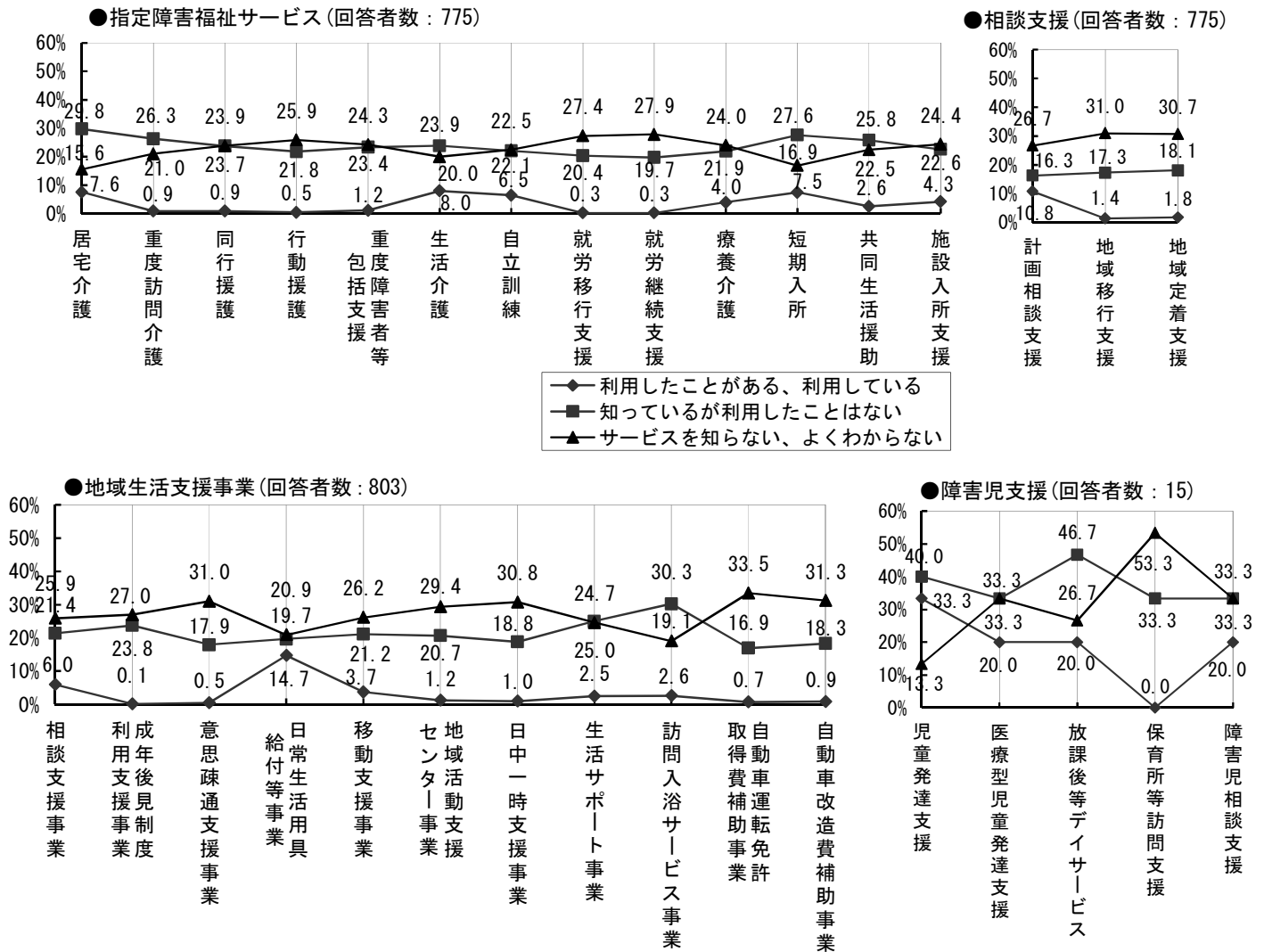
区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	障害者手帳を取得していない市民
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者	無作為抽出
(2) 対象者数	1,363人	277人	282人	255人	493人
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	難病疾患患者見舞金受給者	住民基本台帳からの無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	平成29年1月13日～2月上旬				
(6) 回収結果					
・有効回収数	803票	159票	115票	135票	240票
・有効回収率	58.9%	57.4%	47.5%	52.9%	48.7%

◇調査結果

以下に、調査結果からみた障がいのある人等の現状についての要点をまとめて示します。

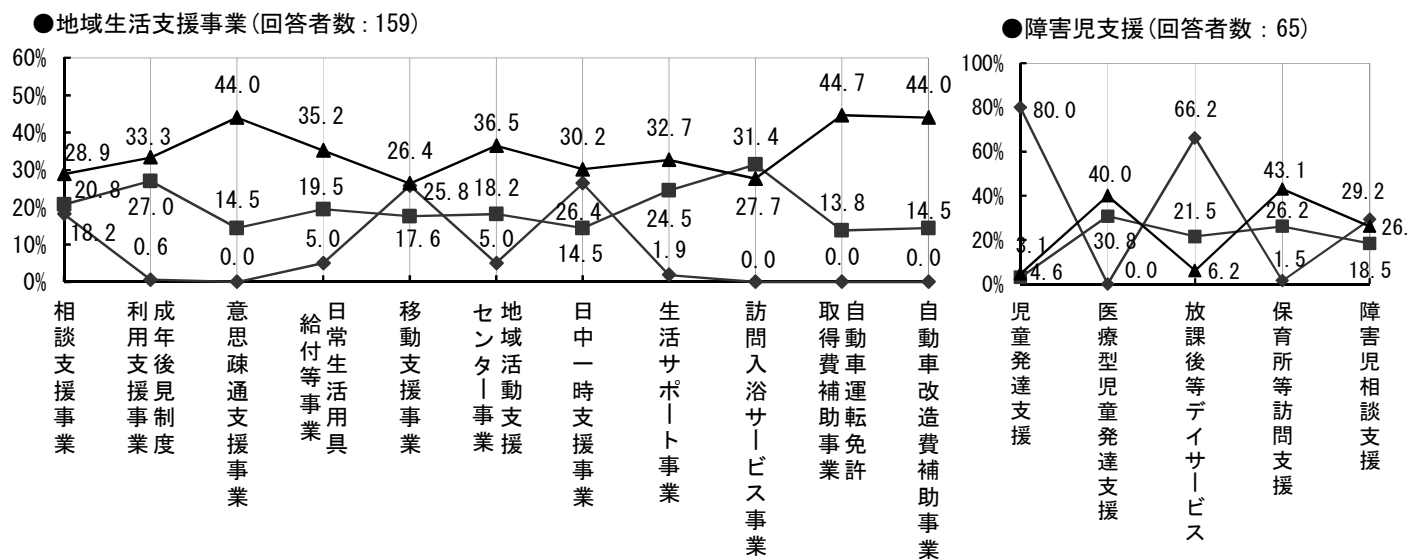
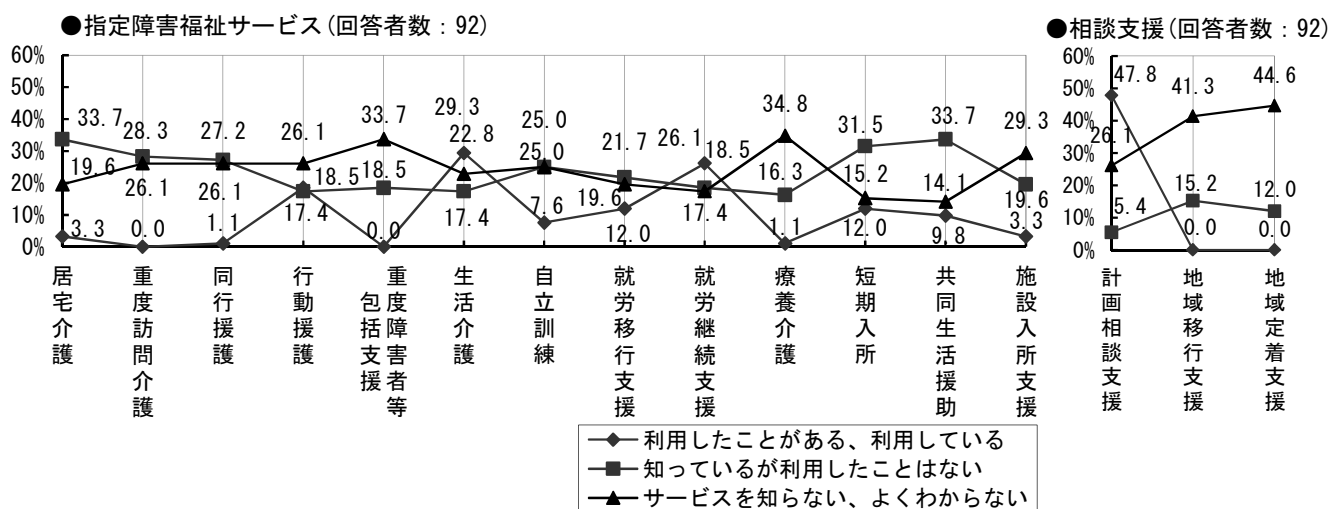
① 障害福祉サービス等の利用状況

[身体障がい者（児）]



身体障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「生活介護」（8.0%）、相談支援では「計画相談支援」（10.8%）、地域生活支援事業では「日常生活用具給付等事業」（14.7%）、障害児支援では「児童発達支援」（15人中5人〔参考値：33.3%〕）となっています。また、ほぼすべてのサービスにおいて「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

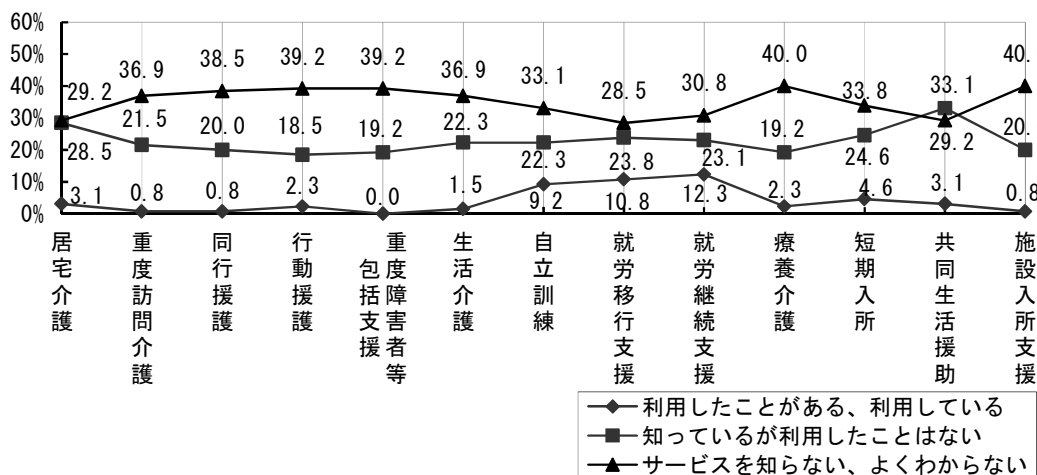
[知的障がい者（児）]



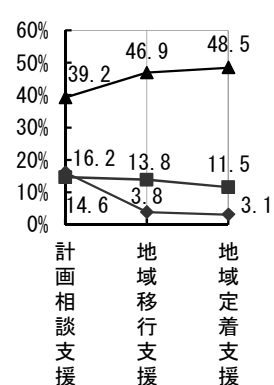
知的障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「生活介護」（29.3%）、相談支援では「計画相談支援」（47.8%）、地域生活支援事業では「日中一時支援事業」（26.4%）、障害児支援では「児童発達支援」（65人中52人、〔参考値：80.0%〕）となっています。また、多くのサービスにおいて「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

[精神障がい者（児）]

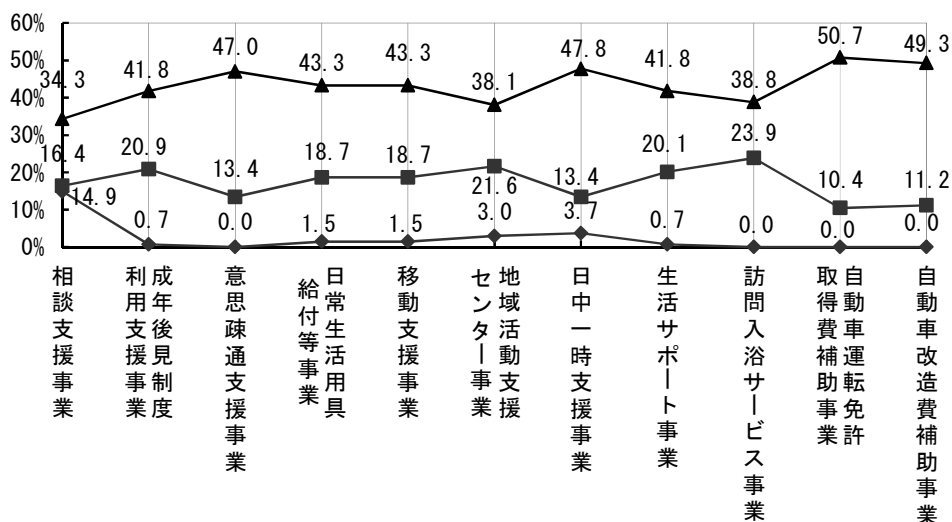
●指定障害福祉サービス(回答者数:130)



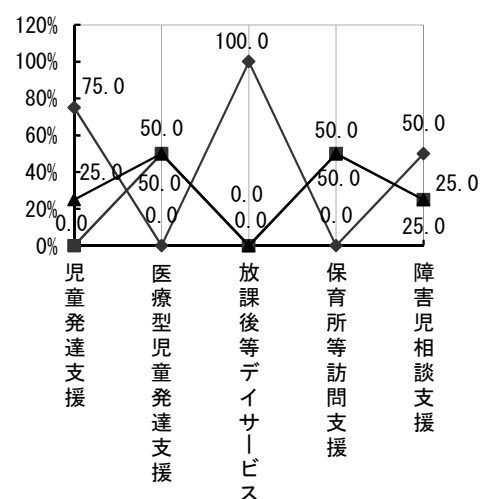
●相談支援(回答者数:130)



●地域生活支援事業(回答者数:134)



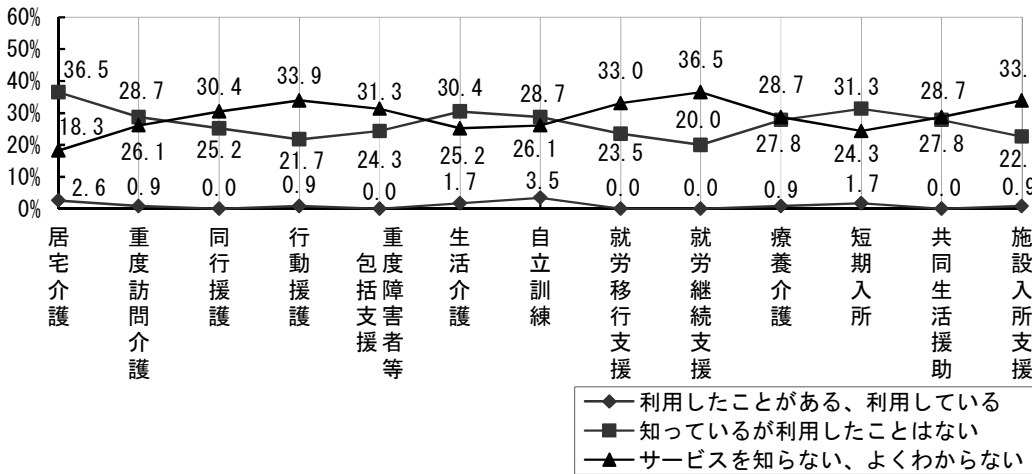
●障害児支援(回答者数:4)



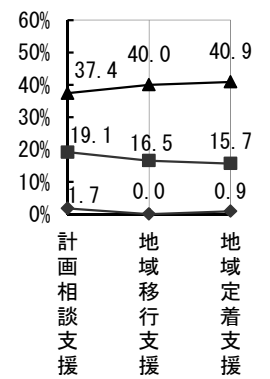
精神障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「就労継続支援」(12.3%)、相談支援では「計画相談支援」(16.2%)、地域生活支援事業では「相談支援事業」(14.9%)、障害児支援では「放課後等デイサービス」(4人中4人、[参考値:100.0%])となっています。また、障害児支援を除くほぼすべてのサービスの分野において「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

[難病患者]

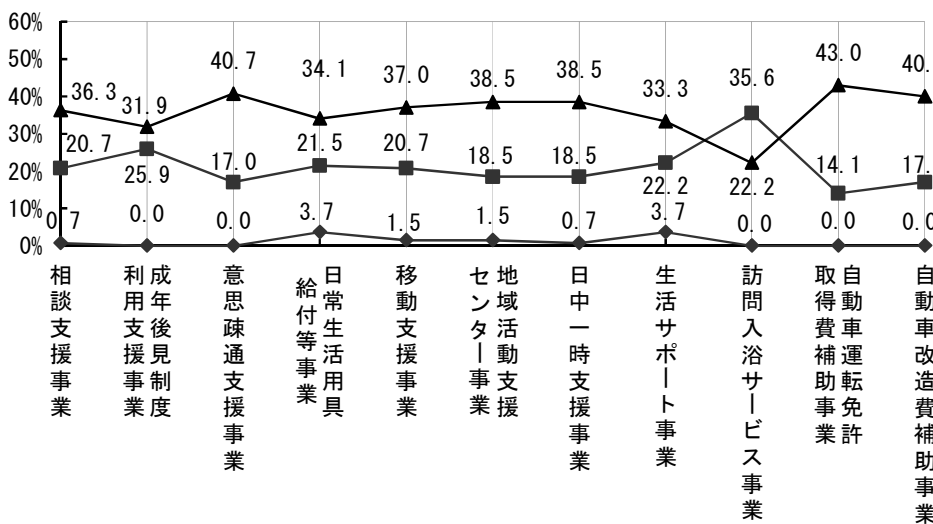
●指定障害福祉サービス(回答者数:115)



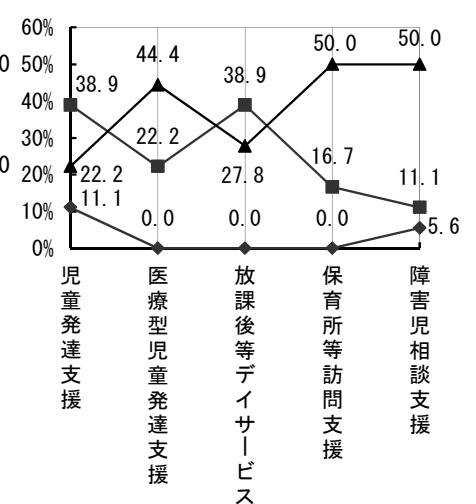
●相談支援(回答者数:115)



●地域生活支援事業(回答者数:135)



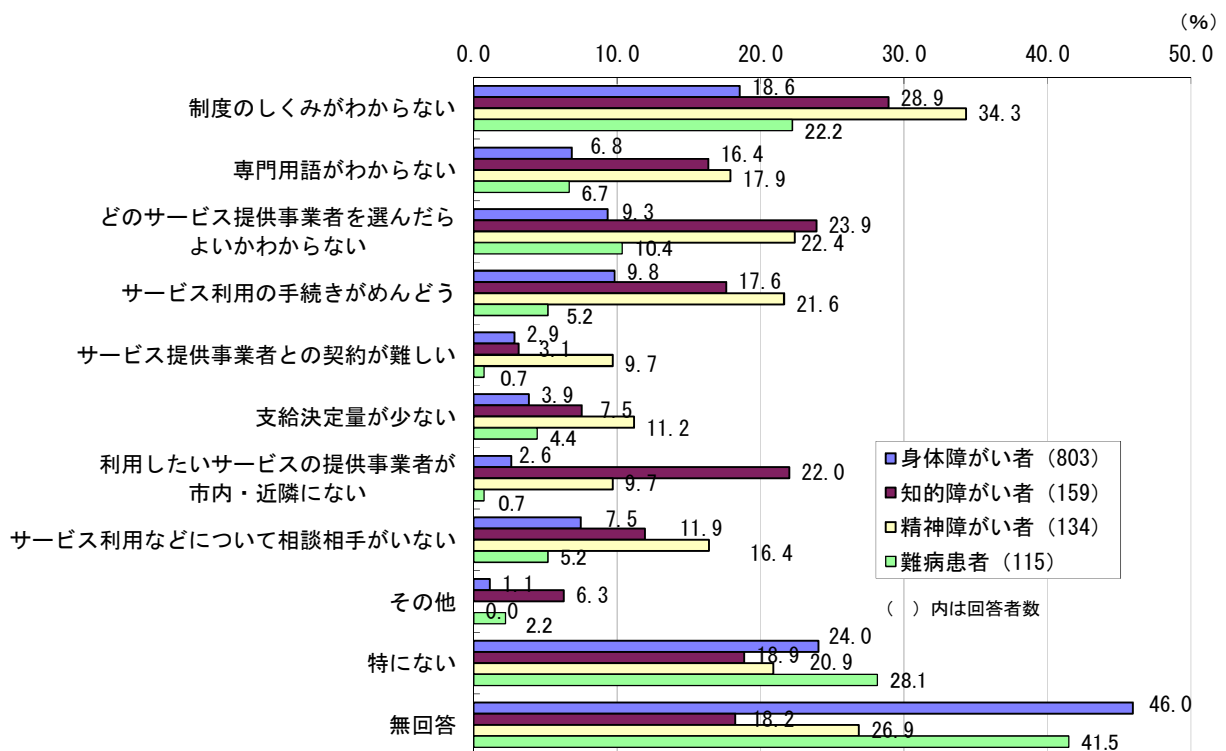
●障害児支援(回答者数:18)



難病患者の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「自立訓練」(3.5%)、相談支援では「計画相談支援」(1.7%)、地域生活支援事業では「日常生活用具給付等事業」と「生活サポート事業」(ともに3.7%)、障害児支援では「児童発達支援」(18人中2人、[参考値:11.1%])となっています。また、ほぼすべてのサービスにおいて「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

② 福祉サービスについて困っていること、心配なこと（身体・知的・精神障がい者、難病患者）（*複数回答）

身体障がい者では「無回答」を除くと、「特にない」（24.0%）と「制度のしくみがわからない」（18.6%）が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」（28.9%）と「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」（23.9%）が多くなっています。また、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」（34.3%）と「どのサービス事業者を選んだらよいかわからない」（22.4%）、難病患者では「無回答」を除くと、「特にない」（28.1%）と「制度のしくみがわからない」（22.2%）が多くなっています。利用者にとって制度が難解であること、また制度やサービス等についての周知が不足していることがうかがえます。



③ 自由記入質問に寄せられた意見（障害福祉サービス等に関するもの）

自由記入欄に寄せられたご意見のうちで障害福祉サービス等に関する意見については、身体障がい者では「手続きの簡略化」と「経済的支援」、「個人の状況に合わせたサービスの供給（量、手帳の等級にとらわれないサービス等）」が、知的障がい者では「障がい者支援の充実（親亡き後のひとり暮らしや大人の発達障がいへの支援）」と「グループホームの整備」が、精神障がい者では「交通費の補助」と「経済的支援」が、難病患者では「経済的支援（難病見舞金制度の復活）」が多くなっています。

自由記入回答中のご意見（※5件以上寄せられたものを抜粋）

身体障がい者		件数
	手続きの簡略化	11
	経済的支援	10
	個人の状況に合わせたサービスの供給（量、手帳の等級にとらわれないサービス等）	10

知的障がい者		件数
	障がい者支援の充実（親亡き後のひとり暮らしや大人の発達障がいへの支援）	6
	グループホームの整備	5

精神障がい者		件数
	交通費の補助	6
	経済的支援	5

難病患者		件数
	経済的支援（難病見舞金制度の復活）	9

(2) 団体等ヒアリング調査

本計画の策定に先立って、市内の障がい者関係団体及び計画相談支援事業者を対象にヒアリング調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

◇調査の目的

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況やご意見など、アンケート調査では取得しにくい定性的な情報を収集すること。

◇調査実施概要

区分	障がい者関係団体							計画相談支援事業者	
	(1) 対象者	白井市心身障害児者父母の会	白井市視覚障害者白井あゆみの会	白井市精神障害者家族会しらゆりの会	障害児者と家族の会「つみき」	いちごの会	白井市聴覚障害者協会(友の会)	白井市身体障害者友の会「にここ」	座ぐり(社会福祉法人フラット)
(2) 実施日	H29. 4. 12	H29. 4. 21	H29. 4. 24	H29. 4. 24	H29. 4. 25	H29. 4. 26	H29. 4. 28	H29. 4. 26	H29. 4. 21
(3) 出席者数	12名	4名	4名	4名	5名	1名	1名	2名	1名
(4) 実施場所	白井市役所本庁舎	白井市保健福祉センター							

◇調査結果

① 障がい者関係団体からの主なご意見

- ・「共同生活援助（グループホーム）」については、施設に通所していない人や、比較的軽度の人も含めて、利用者の希望、障がいの程度、働き方に応じられる、多様な形態のグループホームを整備してほしい。
- ・視覚障がい者の移動のためのサービスを利用しやすくしてほしい。「同行援護」は、専門の担当者がある事業所が市内に1箇所もないので、サービスを利用しにくい。また、事

業所に利用を申し込む際、身体介護を伴わない場合は契約を断られるケースが多い。

- ・日中活動については、事業所の提供する活動内容にうまく適合できないケースがある。多様な就労・日中活動の機会確保のため、既存事業所の事業内容の充実、新規事業所の誘致を進めてほしい。
- ・どのようなサービスが利用できるか分からない、ホームページで確認できるようにしてほしい。また、窓口で配ってもらえるような冊子があると良い。特に、制度が変わったときや、障がい児から障がい者に移行するときには、サービスや支援制度について、もっと積極的に情報発信してほしい。
- ・「児童発達支援」を提供する事業所や職員が少なく、「こども発達センター」は受け入れ者数が過大になっていると思う。専門職の人員を確保し、療育の指導時間を増やしてほしい。あるいは、受け入れ施設をもっと増やしてほしい。
- ・手話通訳者の派遣を依頼すると、返答が来るまでに2～3日程度時間がかかっているが、できるだけ早めに返答がほしい。特に、「誰が来てくれるのか」ということを早めに知りたい。
- ・サービスの一覧が載ったガイドブックなどの情報を提供してほしい。

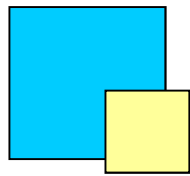
② 計画相談支援事業者からの主なご意見

- ・精神障がい者の受け入れが可能なグループホームが少ない。箇所数は増えてきているが、市内のグループホームの多くは知的障がい者が入居者の主体であり、精神障がい者がその中に入っていくのは難しい。
- ・精神障がい者の日中活動の場所がない。「就労継続支援B型」を利用するのが難しく、「生活介護」の対象にもならない人は、「自立訓練(生活訓練)」の利用期間が終わると居場所がなくなってしまう。
- ・福祉制度等の周知徹底が必要。手帳を持っている人でも、制度やサービスについてほとんど知らないこともある。
- ・計画作成の需要に対し、市内には相談支援事業所や相談支援専門員が少ない。
- ・「地域自立支援協議会」の積極的な活用などにより、関係機関の連携を強めることが重要。

(3) 意見・要望等への対応について

アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見について、市や事業者の努力によって改善が望める問題点については、今後の運用において改善に**努めます**。

また、事業所の不足など、サービスの提供体制に対するニーズについては、第4章「活動指標」における各サービスの必要量の見込み及びその見込量の確保策の設定等において考慮することとします。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

白井市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2016-2025』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を次のとおり決めました。

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

『白井市障害者計画 2016-2025』の前身計画である『白井市障害福祉プラン』においても、「障害のある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり」を基本理念としてきました。

また、白井市第2次地域福祉計画では、第5次総合計画の基本理念である「安心」、「健康」、「快適」を踏まえ、めざす姿を「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定めています。

これらのことを踏まえ、本計画においても、この目標像の実現をめざして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第4期障害福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の5点を基本方針として設定します。

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

(3) 地域生活への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人（医療的ケアを必要とする障がい児等）のための包括的な支援体制の構築などを進めます。

(5) 障がい児の発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

3 障がいのある人・難病患者の将来推計

白井市の人口は増加が続いており、市では、平成 32 年度までは市外からの流入等による人口増加が続くことを見込んでいます。障がいのある人（手帳所持者）・難病患者の人数も増加の傾向を示しており、高齢化の進行に伴う身体障がい者等の増加などもあり、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。

このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数（3 障害の手帳所持者数の合計）及び難病患者数を下表のとおり推計し、平成 32 年度においては、合計で 2,836 人（対総人口比 4.3%）になることを見込みます。

■障がい者（手帳所持者）数の実績と見込み

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人口 ^{☆1} （住民基本台帳）	63,175	63,404	63,940	64,460	64,980	65,500
身体障害者手帳 所持者数	1,507	1,461	1,486	1,511	1,536	1,562
療育手帳所持者数	321	323	344	364	386	407
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	291	317	354	391	428	466
難病患者数 ^{☆2}	347	356	367	378	389	401
合計	2,466	2,457	2,550	2,644	2,739	2,836
対総人口比率 （単位：%）	3.9	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3

※ 平成 27、28 年度は年度末実績値。29 年度以降は推計値です。

☆1 人口は白井市第 5 次総合計画に基づく推計です（平成 29～32 年度の増加幅を各年度に当分）。

☆2 難病患者数は平成 28 年度までの難病見舞金制度の受給者数を基礎として推計しています。

※今後必要に応じて県方針への対応を追記します。

4 成果目標

国の基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」及び「障害児支援の提供体制の整備等」についての成果目標を設定することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・平成 28 年度末時点の福祉施設の入所者の 9 %以上が地域生活に移行。
- ・平成 32 年度末時点の入所者数を同 28 年度末時点の入所者数から 2 %以上削減。
- ・第 4 期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 28 年度末入所者数（A）	24 人	
【目標値】地域生活移行者数（B）	3 人 (12.5%)	Aのうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（Aの 9%以上）
新たな施設入所支援利用者数（C）	2 人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 32 年度末の入所者数（D）	23 人	平成 32 年度末の利用人員見込み [A - B + C]
【目標値】入所者数減少見込み	1 人 (4.2%)	差し引き減少見込み数 [A - D]（Aの 2%以上）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可）。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	設置の形態は今後検討します

(3) 地域生活支援拠点*等の整備

☆地域生活支援拠点：第2章3「第4期障害福祉計画」の達成状況 参照

【国指針の主旨】

- ・地域生活支援拠点（または面的な支援体制）について、平成32年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点設置数	1箇所	拠点となる施設を中心に地域のネットワーク構築を図ります

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針の主旨】

- ・障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人数を同28年度の移行実績の1.5倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の平成32年度末時点における利用者数が、同28年度末時点における利用者数から2割以上増加。
- ・一般就労移行者数及び就労移行支援事業利用者数について、第4期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成28年度の年間一般就労者数（A）	9人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成32年度の年間一般就労者数	14人 (156%)	平成32年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（Aの1.5倍以上）
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	16人	
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	20人 (125%)	（Bの1.2倍以上）
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	（市内の就労移行支援事業所数の5割以上）
【目標値】就労定着支援の開始から1年後の職場定着率	80%	（前年度に就労定着支援事業による支援を受け始めた人の8割以上）

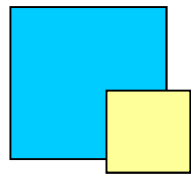
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保も可）。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置も可）。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 箇所	
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 箇所	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 箇所	
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	平成 30 年度末までに設置。 設置の形態は今後検討。



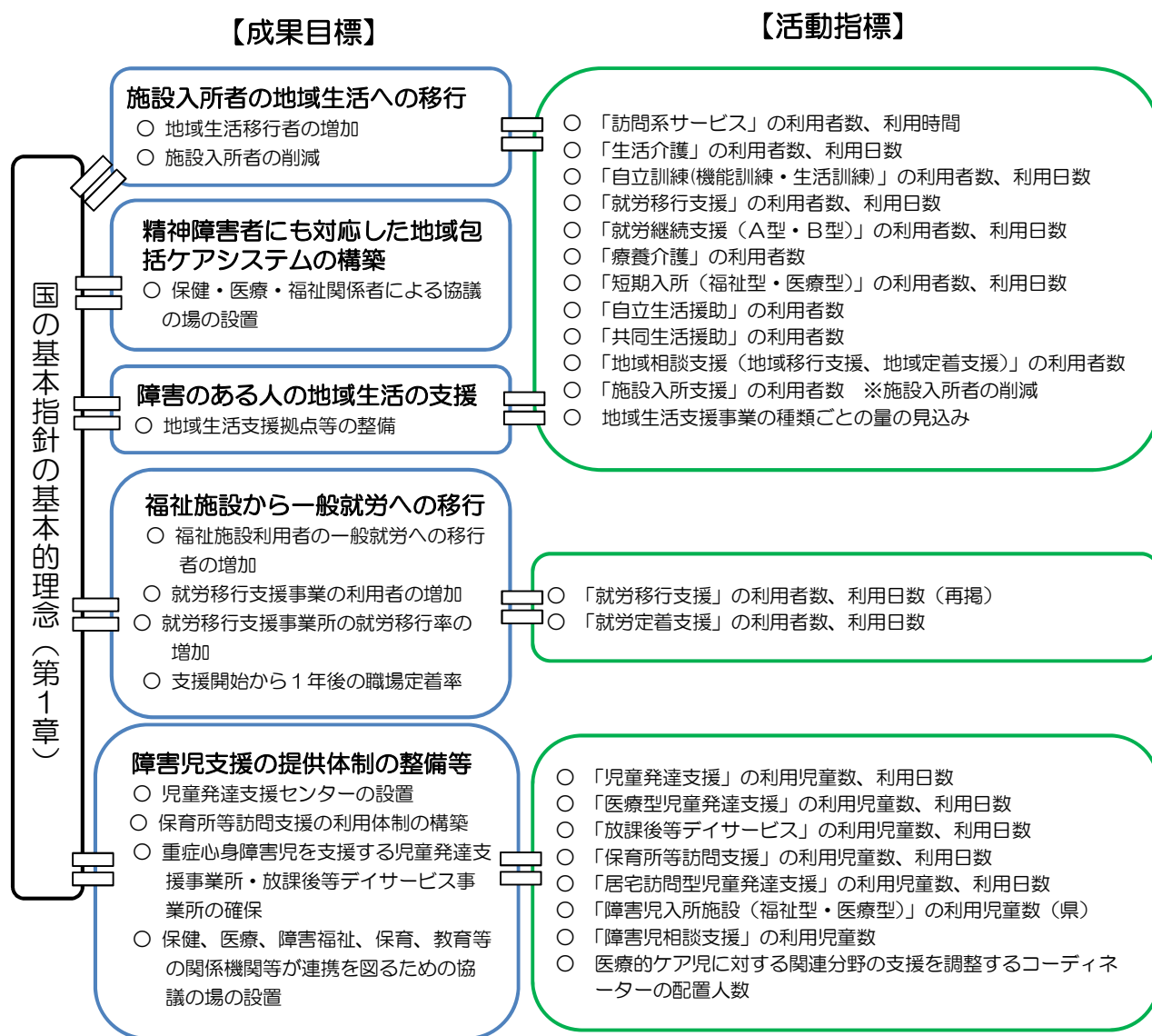
第4章 計画の内容

1 活動指標について

本章では、成果目標を達成するための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込み量の確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として、次節以降において、その具体的内容を提示します。

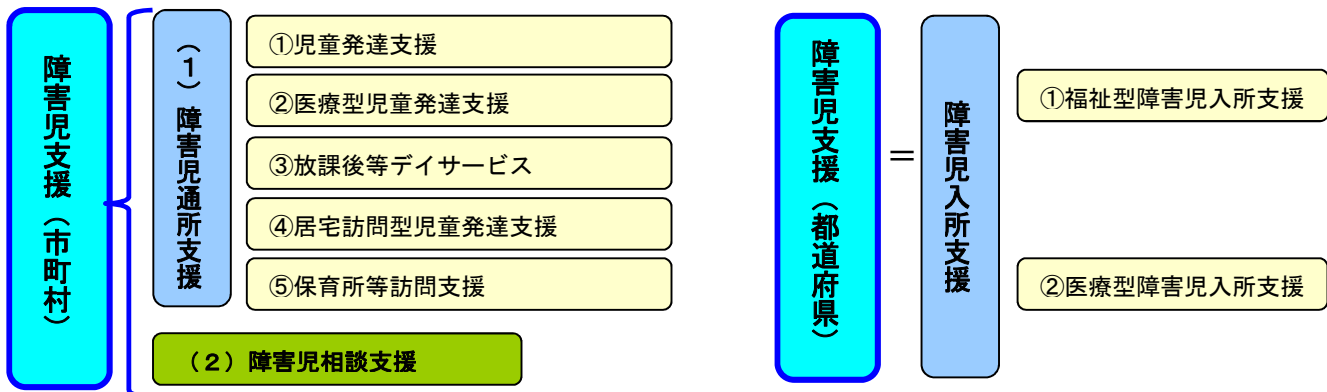
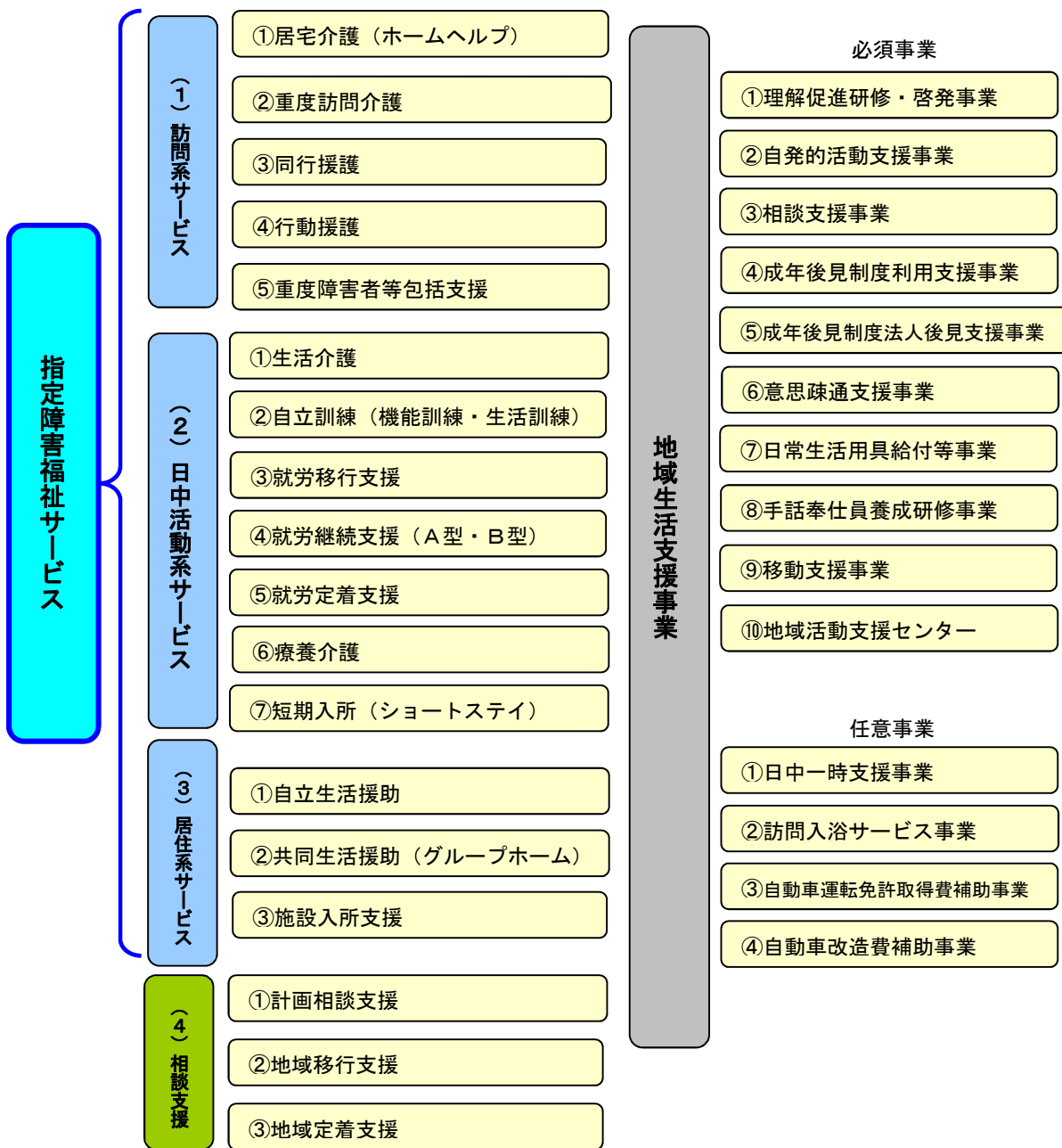
活動指標の項目は国の基本指針により項目が規定されています。市では、近年のサービス利用量、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠とし、市民アンケート等に基づくニーズの動向を勘案して、各項目の見込み量等を推定しています。

「成果目標」と「活動指標」の関係については下図のとおりです。また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、次のページの図のとおりです。



資料：「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」改訂版（厚生労働省、平成26年6月）を改変

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系



2 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

本節では、活動指標のうち、指定障害サービス及び相談支援の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

③同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービスです。

④行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

見込み量

※29年度中間実績は素案確定時に更新します。

訪問系サービス (合計)	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	合計時間数 (時間/月)	2,154	2,442	2,534	2,538	2,646	2,754
人数(人/月)	39	43	43	47	49	51	

【見込み量の確保のための方策等】

市内でサービスを提供する事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。

行動援護については、利用がゆるやかな増加傾向を示している反面、市内でサービスを提供する事業者数は少ない状態にあるため、新たな事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	1,376	1,440	1,465	1,520	1,558	1,577
人数(人/月)	73	77	76	80	82	83

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

見込み量

☆機能訓練

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	31	11	7	12	18	18
人数(人/月)	4	2	1	2	3	3

☆生活訓練

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	133	140	166	153	153	162
人数(人/月)	15	15	15	17	17	18

【見込み量の確保のための方策等】

機能訓練については、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

生活訓練については、市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努め、必要なサービス量を確保します。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	249	246	204	270	285	300
人数(人/月)	16	16	14	18	19	20

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。また、市内に事業所数が少なく、市外に通所する人が多いことから、市内への新たな事業所の参入を促進します。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。利用者とは雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。

見込み量

☆A型

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	112	150	198	204	238	272
人数(人/月)	6	9	12	12	14	16

☆B型

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	786	834	820	880	880	912
人数(人/月)	49	53	53	55	55	57

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。また、市内に事業所数が少なく、市外に通所する人が多いことから、市内への新たな事業所の参入を促進します。

⑤就労定着支援

就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスの支援を行います。平成30年度から新たに設置されるサービスです。

見込み量

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
合計日数 (人日/月)	12	12	12
人数(人/月)	6	6	6

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの**内容等**について、情報の把握と利用者への**周知**に努めるとともに、現行の制度や関係**事業者**との調整・連携等を進め、**必要なサービス量を確保します。**

⑥療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

見込み量

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 8月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

⑦短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

見込み量

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉型	合計日数 (人日/月)	38	58	31	45	45	54
	人数 (人/月)	4	4	4	5	5	6
医療型	合計日数 (人日/月)	0	3	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	合計日数 (人日/月)	38	61	31	45	45	54
	人数 (人/月)	4	4	4	5	5	6

【見込み量の確保のための方策等】

近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、緊急時の受け入れ・対応などへのニーズに対応するため、地域生活支援拠点への設置やグループホームとの併設などの方法により市内での設置を目指します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。平成30年度から新たに設置されるサービスです。

見込み量

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの**内容等**について、情報の把握と利用者への**周知**に努めるとともに、現行の制度や関係**事業者**との調整・連携等を進め、**必要なサービス量の確保を図ります**。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 8月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)	20	21	27	28	29	35

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指します。

③ 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 8月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数(人/月)	25	25	24	24	24	23

【見込み量の確保のための方策等】

真に入所が必要な、重度の障がいのある人などについて、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を**確保**します。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービスです。

②地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。

③地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービスです。

見込み量

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援		15	16	19	19	21	23
地域相 談支援	地域移行支援 人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2
	地域定着支援 人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は大きく不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指すとともに、県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。併せて、地域相談支援については、相談支援事業所と連携して周知を図り、活用を促進していきます

3 障害児通所支援等の見込み

本節では、活動指標のうち、障害児通所支援等の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

見込み量

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 8月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
合計日数 (人日/月)	498	544	495	562	585	607
人数(人/月)	105	122	112	125	130	135

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用及び市内・近隣における提供事業者についての利用者への情報提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

見込み量

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度 8月実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保のための方策等】

近隣の提供事業者について情報の把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	814	903	1,012	1,131	1,248	1,365
人数(人/月)	104	110	131	145	160	175

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用及び市内・近隣における提供事業者についての利用者への情報提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

④居宅訪問型児童発達支援

自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。平成 30 年度から新たに設置されるサービスです。

見込み量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	6	6	6
人数(人/月)	3	3	3

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用の検討と、民間事業者への働きかけや誘致を並行して進め、提供量の確保を目指します。

⑤保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	32	32	32
人数(人/月)	0	0	0	16	16	16

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用の検討と、民間事業者への働きかけや誘致を並行して進め、提供量の確保を目指します。

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(人/月)	5	6	7	11	13	15

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は大きく不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指すとともに、県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。

(3) 医療的ケア児に対する支援

①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

見込み量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置数 (人)	0	0	1

【見込み量の確保のための方策等】

近隣自治体や関係機関等と連携・調整し、計画期間内の配置をめざします。

(4) 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援施設等での受け入れを行います。

見込み量

事業名	受け入れ見込み人数					
	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 保育所	22	21	31	23	23	23
② 認定こども園	0	0	0	2	2	2
③ 幼稚園	5	6	3	6	8	8
④ 放課後健全育成事業	7	6	6	7	7	7
⑤ 事業所内保育		2	0	2	2	2
⑥ その他 (小規模保育所等)		0	0	0	1	1
合 計	34	35	40	40	43	43

【見込み量の確保のための方策等】

保育所、認定こども園、幼稚園等と連携し、着実な受け入れを図ります。

4 地域生活支援事業の見込み

本節では、活動指標のうち、地域生活支援事業の量の見込み（または実施の有無）と、事業の実施に関する考え方を示します。

◇必須事業

（１）理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
有	有	有	有	有	有

【実施のための方策等】

障がいや障がいのある人等への理解を深めるため、研修、広報活動等を行います。

（２）自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
無	無	無	無	有	有

【実施のための方策等】

同じ障がいのある人やその家族等が情報交換や悩みの共有を行うなどの自発的な活動を促進するため、支援の具体的内容・方法を検討していきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。

見込み量

実施見込み

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①障害者相談支援事業所数（箇所）	2	2	2	2	2	3
②基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	有
③基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	無	無	有
④住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有

【見込み量の確保及び実施のための方策等】

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、指定一般相談支援事業所と連携して利用しやすい相談事業の実施に努め、利用の促進を図るとともに、地域生活支援拠点への基幹相談支援センターの設置を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業（実利用見込み者数）（人）	2	2	1	3	3	3

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
無	無	無	無	無	無

【実施のための方策等】

既に市社会福祉協議会や市内NPO法人が法人成年後見事業を実施しており、当面は実施の予定はありませんが、今後、適任の法人が新たに現れた場合には実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①手話通訳者設置事業（実 設置見込み通訳者数）（人）	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業（実 利用見込み者数）（人）	5	4	5	5	5	5
③要約筆記者派遣事業（実 利用見込み者数）（人）						

【見込み量の確保のための方策等】

派遣事業については、手話通訳者及び要約筆記者の登録を進めるとともに、千葉県聴覚障害者センターへの委託等により、必要なサービス量を確保します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業です。

見込み量

事業名	給付等年間見込み件数					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 介護・訓練支援用具	4	5	1	4	4	4
② 自立生活支援用具	10	11	8	12	12	12
③ 在宅療養等支援用具	8	2	1	3	3	3
④ 情報・意思疎通支援用具	24	19	5	20	20	20
⑤ 排せつ管理支援用具	784	810	381	862	888	914
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	2	0	2	2	2
合 計	833	849	402	903	929	955

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。また、排せつ管理支援用具を除き、用具の耐用年数（交換周期）は多様であり、年度ごとに必要量の変動が比較的大きくなること等に注意し、適切なニーズの把握と給付を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業 （養成講習修了見込み者数）（人）	2	2	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

印西市及び栄町と共同で開催している養成講座を通じて奉仕員を養成していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用見込み者数 (人/年)	67	58	51	58	58	58
延べ利用見込み時間数 (時間/年)	8,691	7,843	3,368	7,843	7,843	7,843

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業です。

見込み量

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 8 月実績		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
地域活動支援 センター☆	市内	1	64	1	65	1	61	1	66	1	68	1	70
	市外	3	23	3	22	2	20	4	24	4	26	5	28

☆各年度左列は実施見込み箇所数、右列は利用見込み者数（人/年）

【見込み量の確保のための方策等】

多様な日中活動の場を確保するため、市内及び近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。

また、市身体障害者福祉センターについては、運用の改善等をおし、ニーズに合ったサービスの提供に努めます。

◇任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/月)	34	37	44	43	46	49

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。また、市内への新たな事業所の参入を促進します。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/月)	2	2	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(3) 自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/年)	2	1	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(4) 自動車改造費補助事業

身体に重度の障がいがある人が所有し運転する自動車のハンドルや駆動装置等の改造費の一部を助成し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 8 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/年)	2	2	1	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

◇「見込み量」・「実施見込み」一覧

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問系サービス（合計）		2,538 時間/月 47 人/月	2,646 時間/月 49 人/月	2,754 時間/月 51 人/月	
日 中 活 動 系	生活介護	1,520 人日/月 80 人/月	1,558 人日/月 82 人/月	1,577 人日/月 83 人/月	
	自立訓練（機能訓練）	12 人日/月 2 人/月	18 人日/月 3 人/月	18 人日/月 3 人/月	
	自立訓練（生活訓練）	153 人日/月 17 人/月	153 人日/月 17 人/月	162 人日/月 18 人/月	
	就労移行支援	270 人日/月 18 人/月	285 人日/月 19 人/月	300 人日/月 20 人/月	
	就労継続支援（A型）	204 人日/月 12 人/月	238 人日/月 14 人/月	272 人日/月 16 人/月	
	就労継続支援（B型）	880 人日/月 55 人/月	880 人日/月 55 人/月	912 人日/月 57 人/月	
	就労定着支援	12 人日/月 6 人/月	12 人日/月 6 人/月	12 人日/月 6 人/月	
	療養介護	1 人/月	1 人/月	1 人/月	
	短期入所	福祉型	45 人日/月 5 人/月	45 人日/月 5 人/月	54 人日/月 6 人/月
医療型		0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	
居 住 系	自立生活援助	1 人/月	1 人/月	1 人/月	
	共同生活援助	28 人/月	29 人/月	35 人/月	
	施設入所支援	24 人/月	24 人/月	23 人/月	
相 談 支 援	計画相談支援	19 人/月	21 人/月	23 人/月	
	地域相談 支援	地域移行支援	2 人/月	2 人/月	2 人/月
		地域定着支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月

* 人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数＝月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障害児通所支援>

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	562 人日/月 125 人/月	585 人日/月 130 人/月	607 人日/月 135 人/月
	医療型児童発達支援	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月
	放課後等デイサービス	1,131 人日/月 145 人/月	1,248 人日/月 160 人/月	1,365 人日/月 175 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	6 人日/月 3 人/月	6 人日/月 3 人/月	6 人日/月 3 人/月
	保育所等訪問支援	32 人日/月 16 人/月	32 人日/月 16 人/月	32 人日/月 16 人/月

<障害児相談支援>

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談 支援	障害児相談支援	11 人/月	13 人/月	15 人/月

<医療的ケア児に対する支援>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人

<子ども・子育て支援等における障害児受け入れ>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①保育所	23 人	23 人	23 人
②認定子ども園	2 人	2 人	2 人
③幼稚園	6 人	8 人	8 人
④放課後健全育成事業	7 人	7 人	7 人
⑤事業所内保育	2 人	2 人	2 人
⑥その他（小規模保育所等）	0 人	1 人	1 人

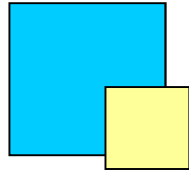
■地域生活支援事業の見込み

<必須事業分>

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施見込み	実利用	実施見込み	実利用	実施見込み	実利用
	箇所数	見込み者数	箇所数	見込み者数	箇所数	見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有
(2) 自発的活動支援事業		無		有		有
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業所数	2 箇所	/	2 箇所	/	3 箇所	/
② 基幹相談支援センター		無		無		有
③ 基幹相談支援センター等機能強化事業		無		無		有
④ 住宅入居等支援事業		無		無		有
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	3 人	/	3 人	/	3 人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者設置事業（実設置見込み通訳者数）		0 人		0 人		0 人
② 手話通訳者派遣事業（実利用見込み者数）		5 人		5 人		5 人
③ 要約筆記者派遣事業（実利用見込み者数）						
(7) 日常生活用具給付等事業（件数）		903 件		929 件		955 件
① 介護・訓練支援用具		4 件		4 件		4 件
② 自立生活支援用具		12 件		12 件		12 件
③ 在宅療養等支援用具		3 件		3 件		3 件
④ 情報・意思疎通支援用具		20 件		20 件		20 件
⑤ 排せつ管理支援用具		862 件		888 件		914 件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		2 件		2 件		2 件
(8) 手話奉仕員養成研修事業（養成講習実修了見込み者数）		2 人		2 人		2 人
(9) 移動支援事業（「実施見込箇所数」欄の数値は実利用見込み者数、「利用見込者数」欄は延べ利用見込み時間数）	58 人	7,843 時間	58 人	7,843 時間	58 人	7,843 時間
(10) 地域活動支援センター（市内分）	1 箇所	66 人	1 箇所	68 人	1 箇所	70 人
（市外分）	4 箇所	24 人	4 箇所	26 人	5 箇所	28 人

<任意事業分>

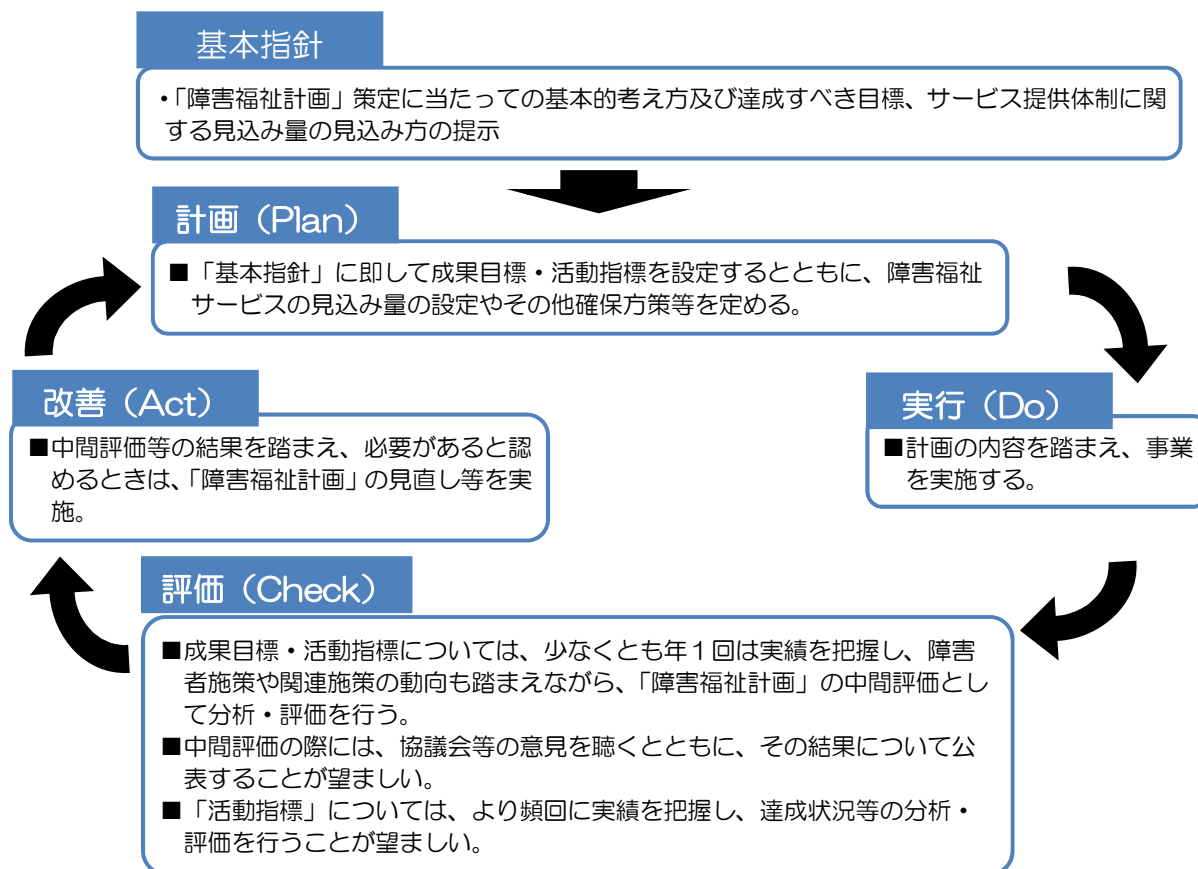
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 日中一時支援事業	43 人/月	46 人/月	49 人/月
(2) 訪問入浴サービス事業	2 人/月	2 人/月	2 人/月
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	1 人	1 人	1 人
(4) 自動車改造費補助事業	2 人	2 人	2 人



第5章 計画の推進と進行管理

障害福祉計画における「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ

(*「第4期障害福祉計画」策定の際の国資料より)



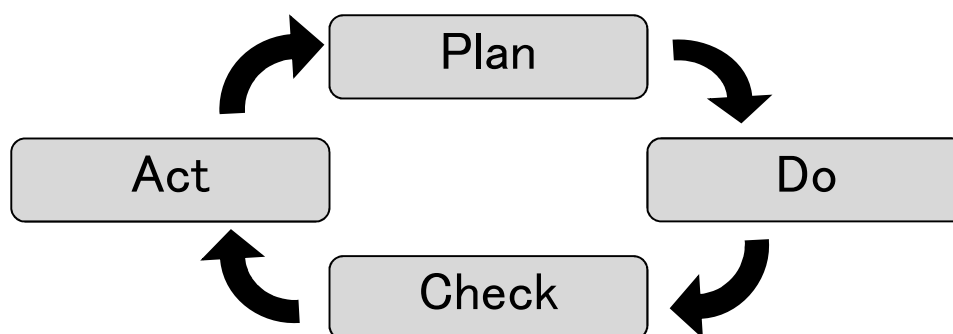
1 推進・進行管理の考え方

本計画の推進に当たっては、障がいのある人等が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知に努めるとともに、市の担当課等、関係行政機関、医療機関、教育機関、公共職業安定所、関係団体等とのネットワークの構築に継続的に取り組み、サービスの円滑な提供と適切な利用を促進します。また、次の考え方により、進行管理及び評価を行います。

(1)「PDCAサイクル」に基づく進行管理

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

◇「成果目標」と「活動指標」について

国の基本指針では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における平成32年度を目標年度とする目標を「成果目標」とし、また、指針「第三」における“計画の作成に関する事項”である障害福祉サービスの見込み量等を「活動指標」として、それらについては、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行うこととされています。このため本市においても、第3章で掲げた「成果目標」（数値的目標）及び第4章で掲げた「活動指標」（サービス見込み量等）を最大の眼目として、計画の推進・評価を行ってまいります[△]。

[△]成果目標と活動指標の関係図は第4章「1 活動指標について」を参照。

(2)「白井市地域自立支援協議会」による評価

白井市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障害者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、「生活支援部会」及び「就労支援部会」で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案などを行い、全体会で全体調整や全体方針の検討などを行っています。

この「白井市地域自立支援協議会」を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

2 推進・進行管理（評価）の具体的手法

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス見込み量等）に関する事業等の実施、進捗状況（利用者数・利用日数等）については、「白井市地域自立支援協議会」等で定期的に、点検・把握、評価を行っていくものとします。

計画の進行管理のイメージ図

